

# A 車両制限令違反者に対する 大口・多頻度割引停止措置等の見直しについて

平成31年2月6日、7日、8日  
中日本高速道路株式会社 東京支社、八王子支社  
東日本高速道路株式会社 関東支社



## 目次

1. 車両制限令とは
2. 特殊車両通行許可申請について
3. 車両制限令違反に伴う社会的影響
4. 2017年4月1日以降の見直し点について
5. 最後に

# 1.車両制限令とは

## 車両制限令とは

### 道路法 第47条

「道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる**車両の幅、重量、高さ、長さ等の最高限度**は**政令**で定める。」

### 道路法 第47条第2項

「車両でその幅、重量、高さ、長さ等が前項の政令で定める最高限度を超えるものは、**道路を通行させてはならない。**」

# 1.車両制限令とは

## 一般制限値（車両の最高限度）



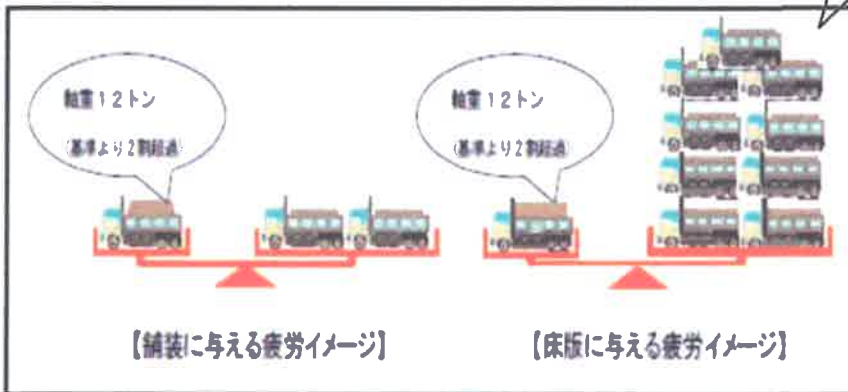
道路法(車両制限令)では、**車両の総重量**が対象となります。  
道路交通法(過積載)とは異なるので注意！

# 1.車両制限令とは



## 道路構造物への影響

車両の重量による道路構造物の疲労に及ぼす影響は、  
道路橋の床板で1.2乗



出典:国土交通省

重量超過等の違反は、道路を著しく劣化させる要因の一つである。



# 1.車両制限令とは



## 特例5車種

特例5車種



出典:国土交通省

これらの車種は重さ・長さの特例措置あり！



# 1. 車両制限令とは

## 特例 5 車種

○総重量の特例（中兩の通行の許可の手続などを定める省令第1条の2）

道路種別	最遠軸距	総重量の制限値	備考
高速自動車国道	8m以上 9m未満	25 t	首都高速道路、阪神高速道路、その他の都市高速道路および本州四国連絡高速道路は含まれません。
	9m以上 10m未満	26 t	
	10m以上 11m未満	27 t	
	11m以上 12m未満	29 t	
	12m以上 13m未満	30 t	
	13m以上 14m未満	32 t	
	14m以上 15m未満	33 t	
	15m以上 15.5m未満	35 t	
重さ指定道路	15.5m以上	36 t	
	8m以上 9m未満	25 t	
	9m以上 10m未満	26 t	
その他の道路	10m以上	27 t	
	8m以上 9m未満	24 t	
	9m以上 10m未満	25.5 t	
	10m以上	27 t	

○長さの特例（車両制限令第3条第3項）

道路種別	連結車	長さの制限値	備考
高速自動車国道	セミトレーラ連結車	16.5 m	
	フルトレーラ連結車	18.0 m	

（注）この特例は積載貨物が被けん引車の車体の前方または後方にはみ出していないものの長さです。

- ・積載貨物のはみ出しが無いものに限る。
- ・高速自動車国道に限る。（圏央道等は含まず）

出典：国土交通省

- ・バン型、タンク型、幌枠型、コンテナまたは自動車運搬用に限る。
- ・NEXCOの高速道路に限る。



# 2. 特殊車両通行許可申請について

特殊な車両を通行させようとするときは、通行しようとする道路の管理者に申請し、許可を得なければならない。

申請書	(独) 日本高速道路保有・償還返済機構（高速道路の場合）	許可書
申請者	→ 国土交通省（国道の場合）	→ 申請者
	都道府県・市町村（県道等の場合）	

### ※申請書の提出について

- 出発地から目的地まで1つの道路管理者の道路のみを通行する場合は、その管理者に申請します。
- 申請経路は2以上の道路管理者にまたがるときには、どちらか1つの道路管理者に申請することができます。





## 2.特殊車両通行許可申請について

### ※申請書の審査及び許可について

#### ■許可の審査

申請書を受けた道路管理者は、特殊車両通行許可基準に照らし、通行の可否について審査を行います。

#### ■許可証の交付

通行を許可するときは、道路管理者から通行条件とともに許可証が交付されます。

#### ■許可期間

通行許可期間は 2年以内（一定の寸法または重量が超えている車両は1年以内）

#### ■不許可

道路管理者が、審査した結果、申請車両が通行できないと判断した場合は不許可とします。その場合は、理由を記した「不許可通知書」で通知します。

**特殊車両通行許可証は携行が義務づけられています！！**

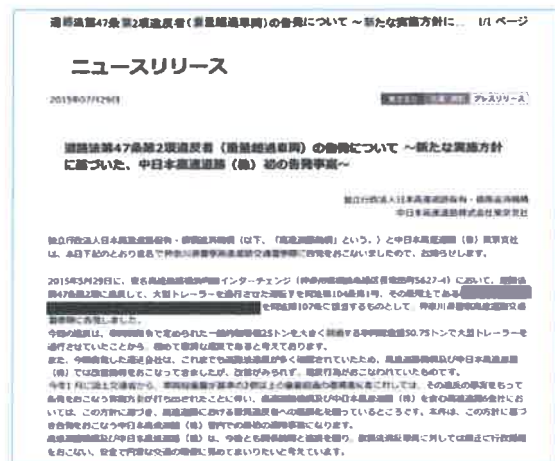
（道路法第47条の2）



## 3.車両制限令違反に伴う社会的影響

悪質な違反者に対し、NEXCO中日本が告発したもの

- 違反日 2015年5月29日
- 発生場所 東名横浜町田IC
- 違反内容 実測値 50,750kg
- 告発内容  
道路法47条第2項に違反  
運転手 同法104条第1号  
法人 同法107条



会社名、代表者名などが公表されることとなり、社会的影響度は高い！！



### 3.車両制限令違反に伴う社会的影響

#### 車両制限令違反に伴う罰則一覧

違反事由	罰則	適用条項
橋梁等の制限違反	6ヶ月以下の懲役または30万円の罰金	道路法第103条第4項
措置命令違反 「一般制限」	6ヶ月以下の懲役または30万円の罰金	道路法第103条第5項
一般制限値違反	100万円以下の罰金	道路法第104条第1項
通行許可証不携帯	100万円以下の罰金	道路法第104条第2項
措置命令違反 「幅等の個別制限」	50万円以下の罰金	道路法第105条



### 4. 2017年4月1日以降の見直し点について

#### ※違反点数等の見直し

悪質な違反者（重量が基準の2倍以上）に対する対応を強化

2017年4月1日以前

即時告発の結果	措置(※)
有罪	一部割引停止
不起訴	—

2017年4月1日から

即時告発の結果	措置(※)
有罪	即時告発をもって一部割引停止 (1か月以上)
不起訴	

※ 即時告発の結果にかかわらず、違反に応じた点数は別途加算します。

#### 【即時告発について】

「総重量の最高限度の2倍以上の違反」が即時告発対象となり、対象となる違反については、高速道路会社等が運転手と法人の両社に対し準備が整い次第即時告発を実施します(※)。対象となる違反について即時告発を実施した時点で、当該違反者が保持している累積点数による措置とは別に、即時告発による一部割引停止措置の適用が決定します。

※ 平成27年1月23日付け国土交通省HP「車両の通行の制限の一部改正について」を参照。



## 4. 2017年4月1日以降の見直し点について

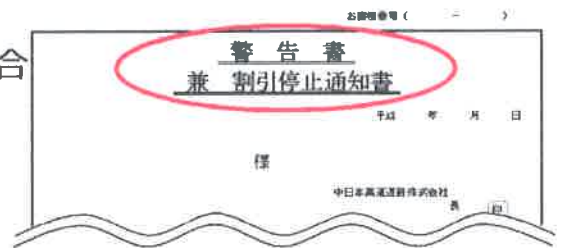
### ※措置内容

違反点数の累積に応じた「割引停止措置」や「利用停止措置」を実施

平成29年4月1日から

累積違反点数	車両制限令取り締まりによる措置内容	ETCコーポレートカード利用約款による措置内容
30点	講習会等による指導	-
60点	-	一部割引停止（1か月）
90点	-	一部割引停止（2か月）
120点	-	一部利用停止（1か月）
150点	-	一部利用停止（2か月）

「割引停止措置」「利用停止措置」を実施する場合同時に「警告書」を発送します。

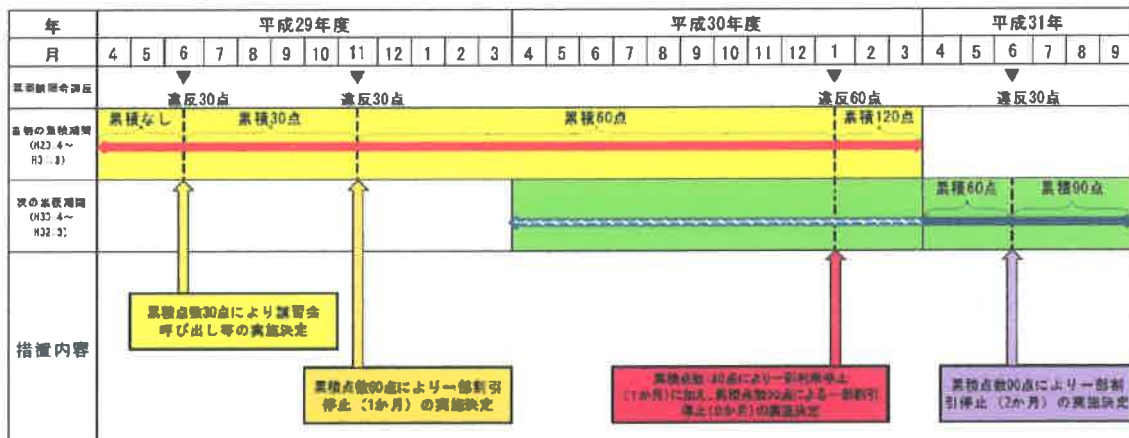


## 4. 2017年4月1日以降の見直し点について

### ※累積期間

違反点数の累積期間は2年間（年度単位）

<割引停止措置等に至るまでのイメージ>



違反点数の累積状況に応じて割引停止措置、利用停止措置等が適用されます。

■当初の累積期間は平成29年4月1日から平成31年3月31日（平成29年度と30年度）までの2か年とし、以降は1年度ずつずらし2年間を設定します。



## 4. 2017年4月1日以降の見直し点について

### 違反点数の加算対象



集計対象

集計対象

違反累積点数60点で一部割引停止

大口・多頻度割引制度  
契約者（利用者）



集計対象

違反累積点数60点で受付拒否

大口・多頻度割引制度  
非契約者

支払手段は問わず、違反点数は累積されます。

## 4. 2017年4月1日以降の見直し点について

・累積違反点数150点以降も、30点ごとに一部利用停止期間が1か月ずつ延長されます。

・割引停止・利用停止期間中に、NEXCO3会社が定めるETCコーポレートカード利用約款、首都高・阪高・本四各社の営業規則に違反する行為が認められた場合は、更なる措置が適用されます。

・組合に対する警告書が2年間に3回発出されたことが確認された場合、全部割引停止となります。

※警告書を発出した日から遡って2年間が対象

⇒累積点数の2年間とは考え方が異なるので注意！

・割引停止・利用停止期間中に新たな車両制限令違反の累積点数が「1か月間に10点」以上となる場合（下表参照）は新たな措置を適用します。

措置内容	「一部割引停止」⇒「全部割引停止」⇒「全部利用停止」⇒「資格取り消し」
対象車両	措置対象の組合員



## 4. 2017年4月1日以降の見直し点について


### 違反点数の加算対象



集計対象
集計対象

違反累積点数60点の一部割引停止

大口・多頻度割引制度  
契約者（利用者）



集計対象

違反累積点数60点で受付拒否

大口・多頻度割引制度  
非契約者

支払手段は問わず、違反点数は累積されます。

## 4. 2017年4月1日以降の見直し点について

- ・累積違反点数150点以降も、30点ごとに一部利用停止期間が1か月ずつ延長されます。

- ・割引停止・利用停止期間中に、NEXCO3会社が定めるETCコーポレートカード利用約款、首都高・阪高・本四各社の営業規則に違反する行為が認められた場合は、更なる措置が適用されます。

- ・組合に対する警告書が2年間に3回発出されたことが確認された場合、全部割引停止となります。

※警告書を発出した日から遡って2年間が対象

⇒累積点数の2年間とは考え方が異なるので注意！

- ・割引停止・利用停止期間中に新たな車両制限令違反の累積点数が「1か月間に10点」以上となる場合（下表参照）は新たな措置を適用します。

措置内容	「一部割引停止」⇒「全部割引停止」⇒「全部利用停止」⇒「資格取り消し」
対象車両	措置対象の組合員

## 4. 2017年4月1日以降の見直し点について

### ※割引停止措置等に伴うカードの追加発行について

- ①割引停止・利用停止期間中のカード追加発行不可（契約者全体）
- ②割引停止・利用停止期間後のカード追加発行不可（下表参照）

対象者	期間
違反累積点数に達した組合員	割引停止措置等の累積違反点数に達した時から1年間

## 4. 2017年4月1日以降の見直し点について

### ※累積違反点数通知制度を開始（平成29年6月～）

- 点数通知の対象範囲は、
  1. 「組合に所属する組合員のうち、組合が点数通知を希望する組合員」及び
  2. 「組合が必要とする組合への加入予定者」

### ※累積違反点数通知制度の見直し（平成30年10月～）

- 全契約者に対し車両制限令に違反し、一定の違反点数が付された場合に点数通知
- 点数通知を希望する事業協同組合は、通知申請兼誓約書【様式1】及び同意書【様式2】の提出不要

## 4. 2017年4月1日以降の見直し点について

### ※割引停止措置等に伴うカードの追加発行について

- ①割引停止・利用停止期間中のカード追加発行不可（契約者全体）
- ②割引停止・利用停止期間後のカード追加発行不可（下表参照）

対象者	期間
違反累積点数に達した組合員	割引停止措置等の累積違反点数に達した時から1年間

## 4. 2017年4月1日以降の見直し点について

### ※累積違反点数通知制度を開始（平成29年6月～）

- 点数通知の対象範囲は、
  1. 「組合に所属する組合員のうち、組合が点数通知を希望する組合員」及び
  2. 「組合が必要とする組合への加入予定者」

### ※累積違反点数通知制度の見直し（平成30年10月～）

- 全契約者に対し車両制限令に違反し、一定の違反点数が付された場合に点数通知
- 点数通知を希望する事業協同組合は、通知申請兼誓約書【様式1】及び同意書【様式2】の提出不要

## 5. 最後に

### 今後の取り組みへの協力依頼について

ETCコーポレートカードの加入を主とする強引な勧誘についての苦情が多数寄せられていることから、今後以下の事項を依頼することとなります。



1. 組合活動状況等確認資料（事業報告書・決算報告書・定款等）のご提出
2. 新規組合員の推移・募集状況（勧誘方法）等に関するヒアリング